

# 重 要 事 項 説 明 書

## 鳳鳴苑デイサービスセンター（訪問介護）

（富山県指定 第1670200243号）

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。

事業所及び出張所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当事業所の利用は、原則として要介護認定の申請により「要介護」と認定された方が対象となりますが、未だ要介護認定の認定を受けてない方でもサービスの利用は出来ます。

### 目 次

- 1 事業者
- 2 事業所の概要
  - (1) 事業所の種類
  - (2) 事業所の目的
  - (3) 事業所及び出張所の名称
  - (4) 事業所及び出張所の所在地
  - (5) 事業管理者
  - (6) 事業所の運営方針
  - (7) 営業日及び営業時間
- 3 職員の配置状況
- 4 提供サービスと利用料金
  - (1) 介護保険の給付対象となるサービス
  - (2) サービス利用料金
  - (3) 利用料金のお支払い方法
  - (4) 利用の中止、変更、追加
- 5 苦情等の受付
- 6 緊急時の対応
- 7 事故発生時の対応
- 8 衛生管理等の対策
- 9 個人情報の保護について
- 10 虐待の防止について
- 11 業務継続計画の策定
- 12 当事業所ご利用の際の留意事項
- 13 第三者評価の実施状況

社会福祉法人 福鳳会

## 1 事業者

名称 社会福祉法人 福鳳会  
所在地 富山県高岡市蔵野町3番地（〒933-0834）  
電話番号 代表 0766-31-4567 FAX 0766-31-4848  
代表者 理事長 林 治朗  
開苑年月日 昭和62年11月1日

## 2 事業所の概要

### (1) 種類 指定訪問介護事業

指定年月日 平成12年1月11日

事業所番号 富山県指定 第1670200243号

当事業所は指定介護老人福祉施設 鳳鳴苑に併設しています。

### (2) 目的

老人福祉法令及び介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、ご契約者に、訪問介護サービスを提供します。

### (3) 名称 鳳鳴苑デイサービスセンター / 高志の郷ホームヘルパー出張所

(4) 所在地 事業所： 〒933-0834 富山県高岡市蔵野町3番地  
(電話 0766-31-4025 FAX 0766-31-4848)  
出張所： 〒933-0849 富山県高岡市横田本町5番21号  
(電話 0766-25-8811 FAX 0766-25-8812)

### (5) 管理者 市川 綾香

### (6) 運営方針

- ① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 適切な介護技術をもって常に提供したサービスの質の管理、評価を行いその向上に努めます。

### (7) 営業日・営業時間・訪問地域

営業日 年中無休とする。  
営業時間 午前7時から午後7時まで  
訪問地域 高岡市内

### 3 職員の配置状況

当センターでは、ご契約者に対して各サービスを提供する職員として、つぎの職種の職員を配置しています。

職 種	訪問介護	備 考
サービス提供責任者	3人	
介 護 職 員	9人	
登 録 へ ル パ ー	4人	
計	16人	

### 4 提供サービスと利用料金

当センターでは、ご契約者に対してつぎのサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（通常は利用料金の9割が介護保険から給付されます。）

#### ① 指定訪問介護事業所

ア 身体介護に関すること

- ・食事の介護
- ・排泄の介護
- ・衣類着脱の介護
- ・入浴の介護
- ・身体清拭、洗髪
- ・通院等の介助
- ・その他必要な身体介護

イ 家事に関すること

- ・調理
- ・衣類の洗濯、補修
- ・住居等の掃除、整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・関係機関との連絡
- ・その他必要な家事

ウ 相談、助言に関すること

- ・生活、身上、介護に関する相談、助言
- ・その他必要な相談、助言

(2) サービス利用料金（1日当り）

- ① 次の料金表は、介護保険給付額の訪問介護費及びご契約者の負担額を記載してあります。介護保険の給付対象となる場合の利用者の自己負担額は、所得に応じて変わります。
- ② 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、ご契約者（利用者）の負担となります。

指定訪問介護の利用料金

(単位：円)

【 身体介護 】		介護保険 給付金	自己負担額		
			1割	2割	3割
所要 時間	20分未満	1,630	163	326	489
	20分以上30分未満	2,440	244	488	732
	30分以上1時間未満	3,870	387	774	1,161
	1時間以上1時間30分未満	5,670	567	1,134	1,701

※身体介護で所要時間1時間以上要した場合、30分増す毎に介護保険給付額820円（自己負担額82円）加算されます。

【 生活援助 】		介護保険 給付金	自己負担額		
			1割	2割	3割
時 間 所 要	20分以上45分未満	1,790	179	358	537
	1時間程度	2,200	220	440	660

【 混在型 】 ※生活援助加算料金		介護保険 給付金	自己負担額		
			1割	2割	3割
所 要 時 間	25分程度の場合	650	65	130	195
	50分程度の場合	1,300	130	260	390
	75分程度の場合	1,950	195	390	585

- ※「混在型」について、身体介護の基本料金に、生活援助に要する所要時間分の料金が加算されます。
- ※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
- ※ 夜間（午後6時から午後10時まで。）又は早朝（午前6時から午前8時まで。）に援助を行った場合は、1回につき基本単位数の25/100に相当する単位数を基本単位数に加算します。
- ※ 利用者またはその家族等からの要請に基づき、介護支援専門員と連携し予め計画された以外の指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算します。
- ※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、1回につき基本単位数の90/100に相当する単位数を基本単位数より減算します。

上記以外の介護保険給付額及び利用者自己負担額 (下記の利用については訪問介護利用料金に加算されます)	介護保険 給付額	自 己 負 担 額
初回加算 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行なう場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行なう際に同行訪問した場合に算定します。	2,000円 ／月	200円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が利用者に対し指定訪問介護を行った場合に算定します。	1月あたりの所定単位数 ×245/1,000	

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金については、翌月に前月1か月分をまとめてご請求いたしますので、15日までに納入願います。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定期日の前に、ご契約者の都合により各サービスの利用を中止又は変更、追加をすることが出来ます。この場合にはサービス実施予定日の前日までに事業者申し出下さい。

5 苦情の受け付け

(1) 当センターに対するご要望や苦情等についてのご相談は次の窓口で受け付けます。

相談窓口： 各事業所職員及び在宅介護支援センター管理者並びに鳳鳴苑事務局事務局長

受付時間： 毎週月曜日から金曜日 8：30～17：15

※ 土曜、日曜も受付いたします。

電 話： 31-4025 / 31-4400 / 31-4567

F A X： 31-4848

そ の 他： 苦情受付ボックスを本館入口に設置しています。

(2) 行政機関の苦情受付機関

① 高岡市長寿福祉課 介護認定審査係

所在地： 高岡市広小路7番50号

電 話： 0766-20-1365

F A X： 0766-20-1364

時 間： 8：30～17：15（土曜、日曜、祝祭日を除く）

② 富山県国民健康保険団体連合会

所在地： 富山市下野字豆田995の3（富山県市町村会館内）

電 話： 076-431-9816

F A X： 076-431-9850

時 間： 9：00～16：00（土曜、日曜、祝祭日を除く）

③ 富山県福祉サービス運営適正化委員会

所在地： 富山市安住町5-21（富山県総合福祉会館二F）

電 話： 076-432-3280

F A X： 076-432-6532

時 間： 9：00～16：00（土曜、日曜、祝祭日を除く）

## 6 緊急時における対応

ヘルパーが訪問した際、またはサービス提供実施中に、急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに管理者に報告を行います。

連絡先	所在地	高岡市蔵野町3番地
	事業所名	鳳鳴苑デイサービスセンター
	管理者	市川 綾香
	電話番号	0766-31-4025
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分

## 7 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに理事長及び施設長に報告し対応についての指示をうけます。また、共に不在の時は、事故対策責任者補佐又は各部所責任者に報告し指示を受けます。
- (2) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに高岡市及び富山県、利用者家族に対しても連絡を行います。
- (3) 利用者の身体に関する異常が発生した場合は、速やかに主治医に報告し指示を受けるとともに利用者家族に対しても連絡を行います。
- (4) 事故により賠償すべき事態が生じた場合においては、速やかに解決に努力いたします。

## 8 衛生管理等の対策

事業所において感染症が発生したときは、まん延しないように必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施します。

## 9 個人情報の保護について

ご契約者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

## 1.0 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- (5) 訪問介護職員は、利用者又は他の利用者の等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、訪問介護職員に対し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。

## 1.1 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1.2 当事業所ご利用の際の留意事項

職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営業活動を行うことはできません。

## 1.3 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

以 上

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	高岡市蔵野町3番地
	事業所名	鳳鳴苑デイサービスセンター

説明者	職名	
	氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

契約者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	